

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 ー ）

届出者 住 所

電話番号（ ） ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第1項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務（支）局長 第 号
4. 預貯金等管理方法により管理することを開始する日	
5. 預貯金等管理割合	%
6. 預貯金等管理方法による管理の方法	
イ. 銀行等に対する預貯金により管理する方法	
(1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称	
(2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 預貯金の名義	
(4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項	

ロ. 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法	
(1) 金銭信託の受託者の商号又は名称	
(2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 金銭信託の名義	
(4) 金銭信託の口座番号 その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項	
7. 法第45条の2第2項の規定に基づき監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
8. その他参考となる事項	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「預貯金等管理方法」又は「預貯金等管理割合」とは、それぞれ法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法又は同項に規定する預貯金等管理割合をいう。
3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。